

## 「思い出の指輪」

【質問】 「いない洋服はありませんか」と電話があり、来訪を承諾しました。当日、コートとスカートを用意しておいたら「いないアクセサリもありますか」と聞かれました。「ありません」と答えると、「見るだけ」と言われたので、金の指輪とネックレスを見せました。「1,000円で買います」と言われ、思わず「はい」と返事をしてしまい、契約書に名前を書きました。思い出の指輪だったので、後悔しています。

返してもらえないでしょうか。

【回答】 このような、自宅などで物品を買い取ってもらう取引を訪問購入といいます。

不用な衣類と言いながら、実際は、宝石や貴金属を買い取することを目的とした事業者がいます。また、「相場より安く買ったたかれた」との相談もあります。

契約した日から8日間はクーリング・オフできます。

(2021.11 広報まえばし掲載)